

規制緩和委員会 委員各位

## 「規制緩和に関する論点公開」に対する意見書

全国青年税理士連盟

会長 麻木義弘

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

電話 03-3354-4162

私たち全国青年税理士連盟は、全国約3,000名の若手税理士により組織されている団体です。私たちは、真に国民のための税理士制度が確立されることを目的に活動し、租税制度その他の諸制度について研究し、積極的に提言を行っております。

さて、平成10年9月22日に、行政改革推進本部の規制緩和委員会（以下「貴委員会」と言う）により、「規制緩和に関する論点公開」が公表されました。全67項目の65番目の項目である「公的な業務独占資格について資格要件や業務範囲等のあり方を含めた見直し」につきましては、論点が5項目とりあげられております。当連盟におきましても規制緩和の潮流を十分認識した上で税理士制度の改革についての議論をしてまいりました。これを踏まえて、ここに意見・要望を申し述べさせていただきます。

貴委員会における今後の議論にお役立ていただきますよう、当連盟のこの意見書の主旨を十分おくみとりいただきたくよろしくお願いいたします。

はじめに

国や地方公共団体による公的規制は、主権者である国民の公共の福祉を実現するために必要なものとして制度化されているべきものですから、公的規制の撤廃ないしは緩和の推進を行うにあたっては、個々の規制がその時代その地域において国民の公共の福祉にかなうものであるかどうか十分な国民的議論を尽くしていただきたいと要望いたします。つまり、不適當な規制は撤廃し、不必要な程度の規制は緩和すべきですが、必要な規制は程度に応じて維持ないし強化すべきものであるということも公的規制の見直しにあたっては十分議論していただきたいと願います。

私的自治原則に基づく自由契約社会においては、国民はみな、高度で複雑多岐な法律関係の当事者にならざるをえません。ともすれば生存権や財産権が侵害される危険にさらされることが十分考えられます。民主主義国家の存立の基盤は国民生活の法的安定性でありますから、国民は安心して法律関係の当事者として社会生活の便益を享受できよう、自分にとって不得意な特定業務を専門能力者に依頼したいとの要求

を持ちましょう。その担い手として国は公的資格者制度を定めているものであると考えます。わが国の民主的な資本主義市場経済社会が、国民の積極的な経済活動により支えられ繁栄してゆくためには、国民が専門的公的資格者を利用することによって安心して個々の経済取引における法律関係の当事者となることができ、制度が維持されていることが必要であると考えます。納税者の代理人としての法的サービスを専門業務とする私たちの税理士制度はこれに該当するものであります。

以上のような基本的認識に基づき、5つの論点についての意見・要望を述べます。

#### 論点1「業務独占範囲の見直し、相互乗り入れ」と

##### 論点4「関連・類似資格の統合等」について

国民的な要求があれば、「資格と資格の間の垣根を余りに高く設定」しておくべきものが存在してしかるべきであって、必ずしも「垣根を低くし、資格相互の間での参入をよりしやすくしてゆくこと」を推進することが正しいとは言えないと思います。必要な専門業務の処理能力が求められて個々の資格が誕生したのですから、もし相互乗り入れや統合が可能である場合とすれば、当初より現在のより個々の資格制度となっただけではないのでしょうか。国民の要求があったからこそ、特定の高い垣根が必要であったのだし、必要な細分化がなされてきたのだと考えます。

したがって、個々の公的資格が果たすべき使命と職責が現在のように区別・細分化されている実態を、貴委員会において詳細に調査研究し結果の情報公開を推進して、個々の公的資格制度の存在が現在の国民の要求に合致したものであるかどうかについての国民的な議論に発展させていただきたいと要望いたします。

#### 論点2「合格者数制限の見直し」について

資格試験が「競争試験と異なり一定の水準を満たす者は、その数を制限することなく合格させるべきもの」であるならば、試験の都度合格者数が大幅に異なることがあるかもしれません。したがって、合格者数が常に一定である資格については何らかの政策的配慮があつて合格者数の制限が行われている可能性を否定することはできないでしょう。税理士試験においては、税理士法施行令第6条で、「満点の60パーセント」を合格基準と定めています。出題についての模範解答例も配点基準も採点結果も公表されていないので、毎年およそ一定数の合格者が出ている税理士試験が政策的に合格者数の制限を行っているかどうかわかりませんが、私たちはそのようなことがないことを願っています。

法の下での平等原則を定めた日本国憲法の精神にも反する、不当な合格者数の制限政策が行われていないかどうか、個々の資格について、貴委員会による徹底的な真相

の解明と情報公開を切に要望いたします。

### 論点3「受験資格要件の見直し」について

特に法的サービスを行う資格者については、単に業務処理能力を有するばかりでなく法的な正義を実現させるといふ公的使命を正しく認識し実践する職業倫理観を持たなければならぬと考えます。そのためには、幅広い教養や知性を修得していないければなりません。資格者たるにふさわしい適正を修得しているかどうかを検証するのが国家試験なのですから、そのような適性の検証をすべて試験で行うか、一部は何かの職歴や学歴で判断するべきかは、それぞれの資格にふさわしいやり方で行われて当然のことだと考えます。

税理士試験には受験資格要件が定められています。このような受験資格要件のある資格については、その使命と職責の担い手にふさわしい適正・資質の検証のあり方を十分検討した上で、不適當な受験資格要件については法改正をすべきだと考えます。

税理士試験にも一定の職歴や学歴による試験免除制度が定められていますが、国家試験が「一定の水準を満たす者を合格させる」試験として行われるのならば、一定以上の能力を修得し意欲を持って受験のために努力した者は誰でも試験に合格し資格を取得することができます。それから、それこそが「人々の意欲・能力を有効に生かす」ということにほかなりません。その意味では、関連職務経験者について受験を免除するという優遇措置は合理性がなくなります。しかし、職歴（あるいは学歴）を有することで適正を保持した者であるという蓋然性が認められるということが試験免除制度の根拠でしょうから、これも個々の資格について設けられている試験免除制度が真に適正妥当なものであるかどうかを十分議論して、見直すべきものについては法改正をすべきです。

したがって、「資格認定基準を明文化し」「透明性・公平性を高める」のは当然のこと、それがなされない資格については、このような優遇措置を直ちに廃止すべきです。

### 論点5「報酬規定等」について

登録・入会制度が合理的かどうか論点となっているのは、行政改革委員会の「最終意見（平成9年12月12日）」の言う、「限られた有資格者が特権意識を持ち、当該資格者による特殊なムラ社会が形成されがちで」「競争が排除され、サービスの質が低下し、価格が高止まりしがちである」という認識に基づいているのだと考えられます。「特殊なムラ社会」の悪しき実情が個別具体的に記述されていないのでよくわか

りませんが、仮に民主的な資本主義市場経済の発展の妨げとなるようなものがあるとするれば、それはその資格者の限られた社会が反社会的であるということと、そういう資格者団体の運営を社会的に適正妥当なものに改善させるべきものであって、登録・入会制度そのものを批判する理由にはならないのではないでしょうか。当連盟でも日ごろから税理士会の会務運営が民主的に行われるよう積極的に活動しておりますが、他の資格者団体内部でもそのような努力がなされていることと思えます。

個々の資格者に課せられた使命を全うするには、確かに個々の有資格者が能力を維持・向上させれば足りるのかもしれませんが、その意味で、同業者団体の強制設立制度と有資格者の強制入会制度を見直すことや会則で報酬規定や広告規制等のいろいろな制約を定めることの是非についての議論があるのだと思えます。しかし、有資格者の専門業務を利用する国民の立場からすれば、個々の有資格者に対する信頼性が確保されるためには、このような公的団体が全有資格者を構成員として組織化されているほうがよりよいのではないのでしょうか。

真に国民のための公的制度をめざすために、個々の有資格者の資質を高度に保持させるための統一研修や、民主的な内部懲戒制度による規律の確保・職業倫理観の高揚などの活動が行われている団体への強制加入制度には十分合理的な理由があるのだと考えます。

税理士制度においては、報酬規定が最高限度額を定めるものとなっており、その範囲内で適正妥当な競争もなされておりますし、顧客との間での合理的な対価の決定・契約が行われているものと信じています。一般に個別で複雑なものとなりながら専門業務については事前には標準的な価格のおおよその目安があったほうが利用者である国民からは都合がよいといえるのではないのでしょうか。その意味から、報酬規定は明瞭であることはもちろん、内容の妥当性をも完備していなければならぬと思いますので、個々の資格者団体がその時代の国民の要求にあったものとして維持してゆくのであれば、確かに会則遵守制度を見直す必要があると言えます。

広告についても、信頼した利用者が不足の損害を受けることがないようにするためには、資格者団体が何らかの自主規制をしてゆかなければその公的資格の公的な信頼性を損なうこととなります。

したがって、規制による「公正有効な競争を妨げる」ことがないようにするのは当然ですが、規制を撤廃することによって不公正な競争が助長されかねないことの弊害についても十分議論を尽くしていただきたいと要望いたします。



### 郵便物配達証明書

受取人の氏名	総務庁行政管理局内 行政改革推進本部 規程後補給係 秘書 様
引受番号	120-40-24753-1 号
上記の郵便物は、	10.12.15 日
配達したのでこれを証明します。	
東京都 100-8799 東京中郵便局	

〒07370